別紙1

プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第1条において定める「プラスチック製容器包装の製造（事業の用に供するために発注して製造することを含む。以下この項において同じ。）の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）」の定義に関し、「発注」の定義が容器包装リサイクル法における再商品化義務を負う事業者を定めた規定と乖離しており、運用時に混乱が生じる懸念があるため、記述を修正していただきたい。その上で、容器包装の製造を発注し再生材利用を指示する事業者も義務の対象となることをQ＆Aやガイドライン、補足資料などで追記す	事業者において混乱が生じないよう本省令に関連するプラスチック製容器包装のガイドライン等を定め、公表する予定です。
2	第1条に関し、容器包装製造事業者は容器包装の素材の提案を行うことはできるが、実際に採用するかどうかは品質・コスト等を含めて容器包装ユーザー事業者が判断するため、容器包装製造事業者にとって目標設定等は難しいのではないか。また、容器包装製造事業者は食品用、医薬品用、工業品用、日用品用等様々な種類の容器包装を製造しているため、再生プラスチックの利用量の把握には管理システム等の改造等が必要であり、施行まで猶予をいただきたい。	容器包装を実際に採用するかどうかは品質・コスト等を含めて容器包装のユーザー事業者が判断する場合もあると考えらますが、プラスチック製容器包装の製造のみを行う製造事業者においては、容器包装のユーザー事業者に再生材を利用した容器包装の提案を行うなど、再生材の利用に関する取り組みを進めるとともに、自らの目標設定を行うことが可能であると考えています。また、本省令は、法的措置を実施する際の絶対的基準となるものではなく、基本的に誘導指標として総合的な判断の有力な材料となるものとして位置づけられるものであり、努力の目安となるべき標準であると考えられるものであるから、早期の施行により、対象となる事業者において取組を促していきたいと考えています。
3	第1条に関し、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（案）」において容器包装の種類別に対象が定められることを考えると、自社が対象事業者に該当するかどうかの判断は難しく、判断基準のガイドライン等を示していただけるとありがたい。	本省令に関連するプラスチック製容器包装のガイドライン等を定め、公表する予定です。
4	第1条に定める「再生プラスチックの利用量及び利用率」及び第3条に定める「二酸化炭素の排出量」に関し、それぞれ具体的に算出するための定義又は規格等を明確にしてほしい。	本省令に関連するプラスチック製容器包装のガイドライン等を定め、公表する予定です。
5	第1条に定める目標の設定において、清涼飲料用PETボトルに関しては、事業者による任意の目標設定に留まらず、再生プラスチック利用比率の最低基準の義務化及び事業者ごとの利用実績値の公表を制度化することを	本省令の施行状況をみつつ、清涼飲料用PETボトルに関しては、業界等の取組を踏まえ、今後、必要に応じて再生プラスチック利用比率の最低基準の義務化等などの定量的な目標設定を含めた議論をしていきたいと考えております。
6	第1条第2項に関し、供給量、品質、コスト、安定調達等の条件が整えば国産再生プラスチックの利用を拡大していくことが望ましいと考えるが、現時点ではこれらの条件を満たした国産再生プラスチックを安定的に調達できない場合もあるため、再生プラスチックの調達先については国内外の別を問わず総合的に検討する余地を残していただきたい。	第1条第2項は、あくまで国産再生プラスチックを利用するよう配慮を求める規定であり、再生プラスチックの調達先については、量、品質、コスト等を踏まえて事業者自らが判断するものと考えています。
7	第1条第2項において定める「国産再生プラスチック」の定義について、海外で発生した廃プラスチックを国内でマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルされた再生材を含むという見解に変更はないか。また、この点についてガイドラインで示していただきたい。	国産再生プラスチックには、海外で発生した廃プラスチックを国内で、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルされた再生材も含まれます。
8	第3条において定める二酸化炭素の排出削減について、工場における製造工程のみのCO_2削減ではなく、電源や利用資材等の全体の温室効果ガスおよび環境への影響を元に評価すべき。	二酸化炭素の排出量の削減については、プラスチック製容器包装のライフサイクル全体を評価し、二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとするものです。
9	第5条において定める輸入販売事業者に関し、サプライチェーンにおいて複数の事業者（輸入者とブランドオーナーの両方）が対象となるという認識でよいか。	輸入販売事業者は、プラスチック製容器包装に入れられ又はプラスチック製容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者（外国において自ら当該プラスチック製容器包装を製造する事業者若しくはその製造を発注する事業者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該プラスチック製容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行う者に限る。）であり、①海外においてプラスチック製容器包装の製造を発注し当該容器包装を輸入して完成品をブランドオーナー等に販売する事業者、②海外においてプラスチック製容器包装の製造を発注して当該プラスチック製容器包装を輸入して販売店等で完成品として販売する事業者、③プラスチック製容器包装を輸入し当該プラスチック製容器包装を完成品メーカーに販売する事業者、④海外拠点からプラスチック製容器包装を含む完成品を輸入し当該完成品を販売する事業者、⑤海外においてプラスチック製容器包装の製造を発注し当該プラスチック製容器包装を輸入して完成品の製造を指示する者（ブランドオーナー等）などが該当すると考えています。
10	プラスチック容器包装の再生資源利用基準を定める際には、コンビニ業者のフードロス問題と連動した対策を強化すべき。具体的には、低所得層の食料アクセス向上と食品ロス削減を同時に実現するため、コンビニ業界に対して、再生プラスチック利用義務化による容器包装のコスト上昇を消費者に価格転嫁するのではなく、「廃棄前半額販売」を義務化する内容を省	本省令は、プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものであり、食品ロス削減や食料アクセス向上に関する取組については、食品ロス削減推進会議等で議論・検討されていくものと理解しております。